議案第67号

三朝温泉入浴等施設の指定管理者の指定について

次のとおり三朝温泉入浴等施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	名称及び代表者名	所在地	
三朝温泉入浴等施設 三朝町大字山田211	株式会社さんびる 代表取締役 田中正彦	島根県松江市乃白町 薬師前３-３	三朝温泉入浴等施設の設置及び管理に関する条例（令和７年三朝町条例第15号）の施行日から令和20年３月31日まで